

マネロン等のおそれを理由とする預金取引の制限、停止、解約

弁護士 高橋 瑛輝



弁護士

高橋 瑛輝
(たかはし・えいき)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2011年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新64期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2016年1月
金融庁監督局総務課 課長補佐(法務担当)
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任
2018年2月
監督局総務課仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官
検査局総務課 金融証券検査官
2018年5月
弁護士法人中央総合法律事務所に復帰

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
金融法務、会社法務、
家事相続法務、知的財産権

1 全銀協参考例の公表

本年4月4日付で、全国銀行協会は、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の参考例を公表した¹⁾。

その中では、リスクに応じた低減措置としての「リスク遮断」を的確に実施するため、以下の条項が示されている。

- (取引の制限等)
- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

さらに、従来からある「解約等」と題する条項の中にも、預金取引の停止又は解約を可能とする要件として、以下の事由が追加されている。

- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

取引制限の具体的な内容としては様々な態様が想定されるが²⁾、預金者の権利義務に与える影響が小さくない場合もあり、今後は、その適用、運用のあり方をめぐって、金融機関と預金者との間での紛争が発生する可能性がある。具体的な紛争としては、マネロン等のおそれを理由として金融機関が預金の払戻しを拒絶し、これに対し、預金者が預金払戻請求訴訟あるいは損害賠償請求訴訟を提起することなどが考えられる。なお、この参考例を踏まえた預金規定の改定については、内容・時期ともに各金融機関の判断に委ねられているが、改定が行われるまでの間においても、マネロン等のおそれがある場合には、従来からある取引停止又は解約事由の一つである「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」に該当するとして預金取引を停止することにより、同様の紛争が発生することも考えられる。

2 運用上の留意点——「おそれ」の存在と措置の必要性・相当性

こうした預金取引の制限、停止、解約(以下「制限等」という。)が認められるためには、金融機関側で、マネロン等のおそれがあることを主張立証しなければならないと考えられ、金融機関としては、措置をとる前の段階で、当該要件に該当する具体的事実及びその根拠や証跡を慎重に検討、確認しておく必要がある。また、全銀協の参考例にもあるように、預金者の説明等によりマネロン等のおそれが合理的に解消されたと判断する場合、速やかに制限等を解除することになるため、預金者側の説明内容やその合理性についても慎重に検討しなければならない。なお、仮に預金払戻請求訴訟に至れば、制限等の措置を実施した当時においてマネロン等のおそれがあると判断される状況であったと認められても、口頭弁論終結時において当該おそれが解消されたと認められれば請求は認容されると考

えられる。

また、たとえ当該おそれが認められる場合であっても、取引の制限等を認めた趣旨、目的に鑑み、取引の制限等を行う必要性が存続している場合にのみ当該制限等が認められるとして、要件が加重される可能性もある。この点については、振り込み詐欺救済法に基づく預金の払戻し拒絶の適否が争われた事案において、預金規定中の「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」に関して、以下のように判示した大阪高判平成28年11月29日金法2063号72頁が参考になると思われる(下線は筆者)³。

本件預金規定の趣旨は、預金口座が犯罪行為等に利用されて犯罪行為等を助長する結果となったり、正当な権原を有しない者が預金の払戻しを受けて利益を受けたりすることを回避すること等にあると考えられる。他方、取引停止は、特に払戻し等の停止が長期間にわたれば、口座利用者に重大な経済的不利益を生じさせかねないし、まして解約は、口座利用者に通知した上で行うものであるとしても、それ自体、口座利用者に重大な経済的不利益を生じさせるおそれのある措置である。解約等(解約又は取引停止)の趣旨とそれが利用者に生じさせる不利益とを勘案すると、仮に銀行が上記規定に基づいて払戻しを拒絶できるとしても、ある預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用された事実があったとしても、銀行が上記規定に基づいて払戻しを拒絶できるのは、解約等(解約又は取引停止)という手段を認めた上記趣旨に照らして、せいぜいその具体的な必要性が存続している場合に限られ、少なくともその必要性が失われている場合には、上記規定に基づく払戻しの拒絶をすることはできないというべきである。

措置の必要性の存続に関する主張立証責任の所在については両論ありうと思われるが、基本的には、預金者側において、当該措置の必要性が失われたことについての主張立証責任を負うと解するのが相当であろう⁴。

さらに、上記のとおり、預金取引の制限等の態様として様々なものが想定される中、その措置をとることが相当といえるのか(例えば、ATMによる払戻しを停止して窓口へ誘導すれば足り、全取引を停止するのは過剰ではないか、といった観点)も検討しなければならないであろう。これは、金融機関による預金取引の制限等が認められるための実体法上の要件の問題であるとともに、リスクの内容や程度に応じた措置を求めるリスク

ベース・アプローチの問題とも捉えられる。

以上の点につき、その時々状況に応じた合理的な判断を誤れば、金融機関としても、債務不履行責任や損害賠償責任を負う可能性は否定できない⁵。特に、捜査機関等からの要請に基づき措置を実施する振り込み詐欺救済法の場合とは異なり⁶、金融機関側により積極的な主張立証が求められることを踏まえると、金融機関としての判断の適切性や、それを担保する態勢の整備もいっそう重要になるものと思われる。

- 1 全銀協参考例の概要や背景、運用上の留意点などについては、金澤浩志=松尾博憲「全銀協「マネー・ローディング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた普通預金規定・参考例」に関する諸問題の検討」(金融法務事情2114号6頁)を参照。
- 2 例えば、入出金について利用限度額を設定する(量的な一部の制限)、国外に対する送金のみを禁止する、ATMでの取引を制限して店頭へ誘導する(取引方法の一部の制限)などが想定されている(前掲注1金澤=松尾9頁参照)。
- 3 なお、同裁判例の判決理由は、第1審の理由を引用しつつそれを補正するものであるため、本文に記載した判示内容は、筆者において、第1審の判決理由に当該補正を反映したものである。
- 4 本文記載の大阪高判平成28年11月29日は、必ずしも主張立証責任について明示していない。この点、第1審判決は、必要性の存続に関する判断の中で、被害者が今後不当利得の返還や損害賠償の請求をする具体的な可能性についての「主張立証はないこと」を理由として挙げたため、金融機関や取引停止の要請者側が主張立証責任を負うかのような判示であったが、控訴審判決では、当該箇所が補正され、被害額を超える金額の弁償がなされていること、という理由に置き換えられている。また、同じく振り込み詐欺救済法に基づく預金取引の停止(払戻し拒絶)の適否が争われた東京地判平成28年7月20日(LLI/DB判例秘書L07131666)は、預金者が、金融機関が取引停止措置の解除や撤回等の要請を受けたこと、犯罪行為が存在しないこと、被害者が事実上権利行使を放棄していることなどを立証し、取引停止措置を継続しなくても迅速な被害回復を損なわないことが明らかであると認められる場合には、払戻し拒絶ができずと解する余地があるとしている。
- 5 なお、本文記載の大阪高判平成28年11月29日では、訴訟前に預金者が金融機関に対して預金の払戻し請求をした際の期限日の翌日から年6%の割合による遅延損害金の支払いが認容されており、捜査機関等(当該事案では弁護士)からの要請で預金取引の停止措置をとった金融機関がこのようなリスクまで負うべきなのは一つの重要な論点であろう。第1審は、「金銭債務の不履行に基づく損害賠償については不可抗力をもって抗弁とすることもできないことからすれば、弁護士から取引停止を求められたという事情を考慮しても、被告は遅延損害金の支払義務を免れない」としており、この点は控訴審でも特に覆っていない。ここでは、預金者による払戻し請求の時点で、別訴の確定判決において、犯罪行為が認められないことについて事実上決着していたことが考慮された可能性もあるが、判決により払戻し義務の存在が明らかになると考え、遅延損害金も、判決確定時から発生するにとどまると解すべきではないかと思われる(藤原彰吾「金融機関の預金口座が「犯罪利用預金口座等」(振り込み詐欺救済法2条4項)に該当しないとされた例」(金融法務事情2073号7頁)も同旨)。
- 6 振り込み詐欺救済法においては、同法が被害者の被害回復を迅速に行うことを目的とし、同法3条1項が、犯罪利用預金口座等であると認められることを要件とせず、疑いがあると認められれば取引停止等の措置の対象となる旨を定めていることに加え、同法が金融機関に対して特に調査権限を付与していないことから、当該口座が犯罪利用預金口座等でないことを容易に認識することができたなどの特段の事情がない限り、金融機関は提供された情報等から取引停止措置を講ずることができると解されている(前掲注4の東京地判平成28年7月20日参照)。